店頭外国為替証拠金取引（ループイフダン、アイネットFX）に関する確認書

お客様（以下、私）は、株式会社アイネット証券から店頭外国為替証拠金取引に関する各種説明書を受領し、当該取引の内容について十分理解し、私の判断と責任において当該取引を行います。店頭外国為替証拠金取引（ループイフダン、アイネットFX）（以下、FX取引という）を開始するにあたり以下の事項を確認しました。

1. 私は、株式会社アイネット証券の提供するFX取引で取引するためには、日本語が十分理解できること、FX取引に必要な各種説明書やホームページの解説を読み取引の仕組みなど理解し、取引はインターネット取引であるため、FX取引に必要な注文発注には、パソコン、スマートフォン等の電子機器の基本的な操作が自分自身できることが必要であることを十分理解しました。
2. 私は、「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」「店頭外国為替証拠金取引説明書」・「店頭外国為替証拠金取引約款・規定集」を受領しその内容について熟読の上、理解しました。
3. FX取引は、レバレッジ効果によって大きな利益を得る機会があると共に、大きな損失を被る可能性があることを理解しました。
4. FX取引は、証拠金の元本保証がされていないこと及び、投資金額以上の損失を被る可能性があることを理解しました。
5. 私は、損失拡大を防ぐため、自動決済（ロスカット）されること、及び、毎営業日の証拠金判定に伴う強制決済と追加証拠金制度について理解しました。
6. 仮に、1万米ドルの取引を行った場合、為替相場が1円変動すると1万円の為替損益が発生することを理解しました。
7. 株式会社アイネット証券のFX取引は、私と同社との相対取引であり、為替レートが他の情報（テレビやインターネット等）とは必ずしも一致しないことを理解しました。
8. 私は、取引を行うにあたり、「店頭外国為替証拠金取引説明書」の《店頭外国為替証拠金取引における主なリスク》が全てのリスクであるとは限らないことを理解しました。
9. 私は、株式会社アイネット証券が電磁的方法により、書面が交付されることを承諾します。
10. 私は、以下の（１）及び（２）をそれぞれ確約します。

（１）現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。

（２）自ら又は第三者を利用して、暴力団的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をすること又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお（１）のいずれかに該当し、若しくは（２）のいずれかに該当する行為をし、又は（１）に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。

またこれより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

以上

【為 0026-04】